一条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十二	
［略］	
農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）	第十一条第七項において準用する会社法（平成十七年法律第八十六号）第三百十条第六項及び第三百十一条第三項、第二十七条の三第一項、第二十八条の二第一項及び第二十九条の二第一項、第三十五条第三項、第三十六条第一項及び第二項、第四十九条の四第二項及び第三項、第五十二条第一項、第七十五条の二第二項において準用する同法第四百三十二条第二項、第八十一条第一項及び第二項並びに第九十五条の五の十第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十二
［略］	

別表第二（第五条関係）

農業協同組合法	第十一条第二項及び第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十二
水産業協同組合法	第五十三条第一項（第五十四条の二第六項（第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合

［同上］	
農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）	第十一条第七項において準用する会社法（平成十七年法律第八十六号）第三百十条第六項及び第三百十一条第三項、第二十七条の三第一項、第二十八条の二第一項及び第二十九条の二第一項、第三十五条第三項、第三十六条第一項及び第二項、第四十九条の四第二項及び第三項、第五十二条第一項、第七十五条の二第二項において準用する会社法第四百三十二条第二項並びに第八十一条第一項及び第二項
［同上］	

別表第二（第五条関係）

農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）	第十一条第二項
水産業協同組合法	第五十三条第一項（第五十四条の二第六項（第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合

を含む。）において準用する場合に限る。）及び第百二十一条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十二	
［略］	
農業信用保証保険法	第二十九条、第三十条及び第四十一条第二項
農林中央金庫法	第九十五条の五の十第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十二
［略］	

別表第三（第八条関係）

農業協同組合法	第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十一第一項
水産業協同組合法	第五十三条第一項（第五十四条の二第六項（第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）において準用する場合に限る。）、第五十八条の三第一項及び第二項（これらの規定を第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）並びに第百二十一条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十一第一項

を含む。）において準用する場合に限る。）	
［同上］	
農業信用保証保険法	第二十九条、第三十条及び第四十一条第二項
［項を加える。］	
［同上］	

別表第三（第八条関係）

［項を加える。］	
水産業協同組合法	第五十三条第一項（第五十四条の二第六項（第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）において準用する場合に限る。）並びに第五十八条の三第一項及び第二項（これらの規定を第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）